

◆この号の内容◆

☆令和6年9月30日以降順次「資格情報のお知らせ」をお送りしています

☆35歳以上の被扶養者の皆様へ…健康診断はお受けになりましたか？

☆インフルエンザ予防接種への補助対象期間が始まりました

☆11月8日は、「いい歯」の日です。半年に1度は「無料歯科健診」を受けましょう

～1,000Pepポイントがもらえる無料歯科健診受診キャンペーン実施中!!～

☆ジェネリックを選ばないと自己負担が増える?! ～2024年10月施行 長期収載品の選定療養について～

☆電子処方箋の重複投与アラートについて

令和6年9月30日以降順次「資格情報のお知らせ」をお送りしています

～ マイナ保険証と一緒に保管してください ～

令和6年12月2日の保険証の新規発行終了に伴い、当健保では、保険証の利用登録を行った「マイナ保険証」の利用を推進しています。

加入者の皆様に安心してマイナ保険証を利用していただけるよう、令和6年9月30日以降順次、事業所を通じて「資格情報のお知らせ」をお送りしています。

「資格情報のお知らせ」とは？

- 加入者ご自身の健康保険の資格情報（健康保険の記号・番号等）が確認できます。
- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や停電等でマイナ保険証が使えない時でも、マイナ保険証と併せて提示することで受診できます。
「お知らせ」の右下のカード部分を切り取り、マイナ保険証とともに保管してください。
※病院等に設置の健康保険の資格情報等が確認できるシステムです。

送付対象者：日本旅行健保加入者（被保険者・被扶養者）全員

★まだ、「マイナ保険証」を持っていない方は……

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請 ※以下から選択

1



スマホから

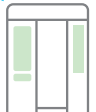
2



パソコンから

オンライン申請

2



証明写真機から

3



郵送

受け取り

①ハガキが届く
②受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード
総合サイト

➡

保険証の利用登録状況 (令和6年9月30日時点)	
当健保組合加入者の 保険証の利用登録の割合	69.8%

2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。

医療機関で

☑医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

☑下記3つを準備

マイナポータル




iphone Android



ここをタップ!

STEP1 「マイナポータル」を起動する。

STEP2 「申し込む」をタップする。

STEP3 利用規約に同意する。

STEP4 マイナンバーカードを読み取る。

セブン銀行ATMで

☑必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

➡

健康保険証利用の申込み



(次頁へつづく)

35歳以上の被扶養者の皆様へ…健康診断はお受けになりましたか？

～ まだの方は今すぐ健診を予約して予定表に受診日を記入しましょう ～

令和7年3月31にまでに35歳～74歳となる「被扶養者(家族)」と「任意継続被保険者・被扶養者」の対象者に、今年6月に健康診断のご案内を送付しております。

その中の「受診計画連絡票」には受診予定月をご記入いただいておりますので、15ページの「受診予定メモ」をご確認のうえ必ず受診いただきますようお願いいたします。なお、まだご提出いただいていない方は、今からでも結構ですので健診方法、健診予定をお決め頂きご返送いただきますようお願いいたします。

●パート先や市町村等で健診を受けられた方へのお願い

健保以外で健診を受ける被扶養者の方の健診結果も、健保組合が国へ報告するよう義務づけられており、受診率が低い健保組合には国への納付金（後期高齢者支援金）が加算される仕組みとなっています。

受診されましたら、結果のコピーを健保組合に送付頂きますようお願いいたします。

なお、国へ報告する検査項目は決められており必須項目の結果がないと受診したと認められません。

受診結果で以下の健診項目が1つでも抜けている場合は、健保から送付している「受診券（セット券）」を使ってAコースの特定健診を受診いただきますようお願いいたします。

<必ず必要な健診項目>

- ①身長 ②体重 ③腹囲 ④BMI ⑤血圧 ⑥中性脂肪 ⑦HDL-コレステロール
- ⑧LDL-コレステロール ⑨AST(GOT) ⑩ALT(GPT) ⑪γ-GPT
- ⑫空腹時血糖又はHbA1c又は随時血糖 ⑬尿糖 ⑭尿蛋白 ⑮問診

健診終了まで要保存

料金後納
郵便 便

2024年度版

重要

被扶養者家族と任意継続（本人・被扶養者）の方対象

健康診断のご案内

※受診前に以下の2つの書類を提出してください※

① 案内しているコースを選び、別紙の「受診計画連絡票」を専用封筒で
送付いただくか、QRからご回答ください【回答期限：7月19日（金）必着】

② Bコースは健康診断を yourself で予約後、「利用申込書（P17.18）」を
FAXまたはメール添付にて健康組合へ送付してください

※Aコース（40歳以上対象）は利用申込書の提出は必要ありません

※Bコースは受診計画連絡票の提出がそのままだととなります【利用申込書の提出不要】

「身近に健康、健一健診」
毎に一度、健診で自分の健康をチェックしましょう

① 健康のため！

② 受診のため！

③ 特約のため！

日本旅行健康保険組合

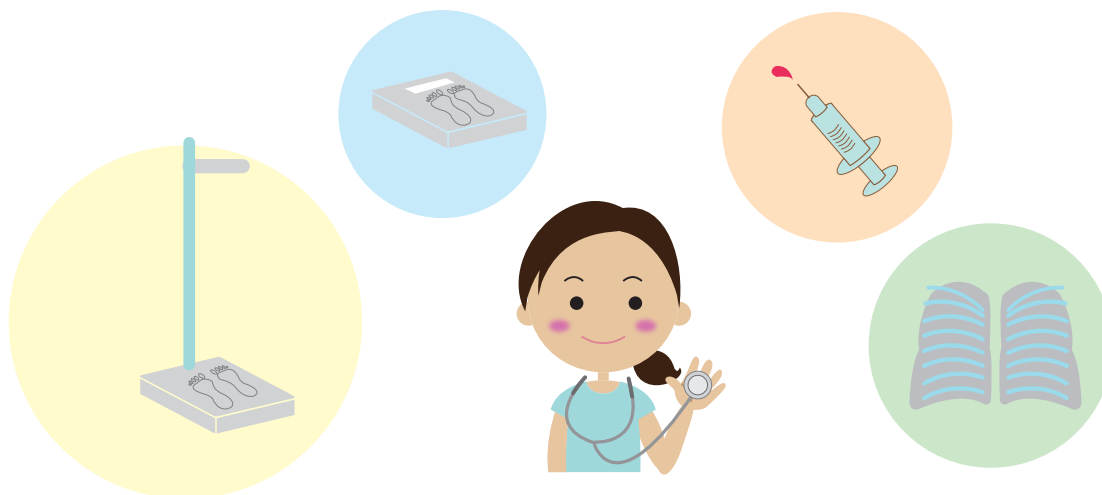
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-3 日本橋ダイビルビルディング10階
TEL 03-6895-8391 FAX 03-6895-8393

（法人へ）請求先：健康保険組合 健康づくり推進課（所属）
所属：健康づくり推進課 健康づくり推進課（所属）
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-3 日本橋ダイビルビルディング10階
TEL 03-6895-8391 FAX 03-6895-8393

NEW!!

定期的にかかりつけ医に通院しているという理由で 定期健診を受けるつもりがないという方へ

当健保組合では、10月より「かかりつけ医」で特定健診を受けられるよう個々の医療機関と契約の締結を図っています。まだ「受診計画連絡票」を提出されていない方で、かかりつけ医でなら受診しても良いという方は、「受診計画連絡票」のFコースの余白欄に「かかりつけ医」の名称と所在地をご記入のうえご返送いただくか、健保組合（担当：小池、永井）までご連絡をお願いします。
（TEL：03-6895-8391 E-mail：nichiryo_kenpo@nta.co.jp）



インフルエンザ予防接種への補助対象期間が始まりました

～ 今年から12月31日までの接種が補助金対象となりますが、シーズン前に接種しましょう!! ～

インフルエンザワクチンの接種でも、感染を100%予防することはできませんが、感染・発症しても重症化を防ぐことができるとされています。

インフルエンザワクチンの持続効果は5～6ヶ月間です。今年度より、補助金対象期間が1ヶ月延長となり、12月31日接種分までとなりましたが、できる限りシーズン前の10月～11月に接種するようにしましょう。なお、接種後、免疫ができるまでは2週間程度かかりますので参考にしてください。

当健康保険組合では“東京都総合組合保健施設振興協会”（略称：東振協）と契約し、その契約医療機関で接種すれば、補助金（1,500円）との差額を契約医療機関で払うだけで済み、健保組合への請求の手間がいらない仕組みとなっていますので、居住地か勤務地に東振協の契約医療機関がある場合は、この仕組みを利用した接種をお願いします。

補助金対象接種期間 令和6年10月1日(火)～12月31日(火)

対 象 者 日本旅行健保に加入の被保険者及び被扶養者
※但し、南半球の諸国に居住する加入者については、4月1日から6月30日までとなります。

接種回数 ①被保険者及び中学生以上の被扶養者：補助の対象となるのは年度内1回
②小学生以下の被扶養者：補助の対象となるのは年度内2回まで

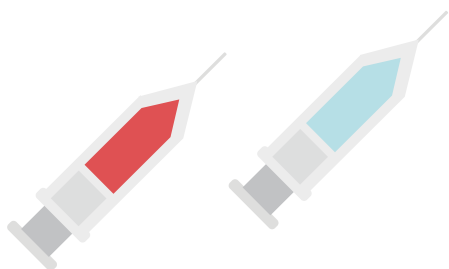
補助金額 ひとり1回につき1,500円まで

接種場所 東京都総合組合保健施設振興協会（略称：東振協）が契約している全国約3,390機関（北海道～沖縄）での接種を原則とします。接種に際しては「利用券」の発行が必要です。利用方法、利用券の発行方法等詳細については[健保組合ホームページ](#)をご参照ください。

↑クリックするとリンクします

ワクチン 接種の 注意点

- ウイルスは毎年変異を繰り返しているので、ワクチンは毎年接種する必要があります。
- 発熱している人、予防接種でアレルギーを起こしたことがある人、鶏卵にアレルギーがある人などは予防接種を受けられないこともありますので、医師に相談しましょう。



11月8日は「いい歯の日」です。半年に1度は「無料歯科検診」を受けましょう

～1,000Pepポイントがもらえる無料歯科健診受診キャンペーン実施中!!～

2023年度の当健保の1年間の医療費のうち、歯科が全体の12.2%を占め、一人当たり22,031円と、最も高額になっています。

特に注意したいのが45歳以上の2人に1人がかかるといわれる歯周病です。歯ぐきに炎症を起こして歯を支える骨を溶かす病気で、歯が失われる一番の原因です。歯の本数が少ないほど生活習慣病等の医科の医療費が高くなることもわかっており、毎日の歯みがきで歯周病を予防することが将来の医療費節約にもつながります。

また、歯科健診で定期的な歯のチェックも大切ですので、半年に1度は歯科健診を受けてください。

★2023年度医療費に占める代表的な疾患の割合・疾病別一人当たり医療費(疑い含む)

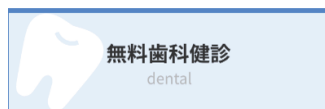
	生活習慣病	悪性腫瘍	精神疾患	歯科	その他
医療費全体に占める割合	10.5%	6.1%	1.2%	12.2%	70.1%
一人当たり医療費	19,027円	11,016円	2,289円	22,031円	126,896円

<無料歯科健診について>

健診対象者 日本旅行健保に加入の被保険者・被扶養者
受診者負担額 無料(治療が発生した場合は保険診療となります。)
受診場所 「歯科健診センター」が契約する全国約1,900箇所の
 歯科医院からご希望の歯科医院を選択して受診してください。
申込方法 健保組合のホームページTOPの



歯科検診診断票



←クリックするとリンクします

のバナーから【歯科医院検索】後、希望する医院の「無料健診申込」をクリックしてお申込みください。

健診内容 現時点での歯の状態を確認し、歯科医師より適切なアドバイスを受けることができます。
 (所要時間：15分程度)

注意事項 1. 健診後、治療を行ないたい場合は保険診療となりますので、念のため保険証のご持参をお勧めします。
 (必ずしもその歯科医で治療は行わなくても構いません。)
 2. この健診は治療を強制するものではありません。健診後に担当の歯科医師と今後の対応について、ご相談ください。(他の歯科医で治療を受けてもOKです。)

<無料歯科健診受診キャンペーンについて>

- 対象者** 被保険者及び35歳以上の被扶養者
- 対象期間・回数** 2024年度中(2025年3月31日まで)の受診
6か月以上の間隔を空けて年2回まで
- キャンペーン概要** 「無料歯科健診」受診後、歯科医で発行の「歯科健康診断票」のコピーの裏面に
①受診者の氏名、②保険証の記号・番号を明記し、健康保険組合に送付(郵送、メール添付等)で健保組合に送付してください。
送付いただいた方へ、Pepポイント1,000ポイントをプレゼントします。
- PepUpの利用登録** 被扶養者など、まだPepUpの利用登録をされていない方が参加する場合は「本人確認用コード」が登録に必要ですので、健保組合のホームページに掲載の【[申請書 C-20](#)】に必要事項をご記入のうえ、健保組合までメールまたはFAXで発行依頼をしてください。

E-mail : nichiryo_kenpo@nta.co.jp

FAX 03-6895-8393

ジェネリックを選ばないと自己負担が増える?!

2024年10月施行～長期収載品の選定療養について～

2024年度の診療報酬改定では、保険給付の見直しとして「長期収載品の選定療養」の仕組みが導入されました。これは、**薬価基準に収載されてから5年以上経過している、あるいは切り替えが進んだジェネリック医薬品があるにもかかわらず、患者が先発医薬品を希望した場合、差額の一部を負担いただく制度**です。先発医薬品に特別料金をかけることで、ジェネリック医薬品への切り替えを促す目的で導入されました。

今回対象となった医薬品は、1,905品目で、美容目的の不適切な使用が問題となっていたヒルドイドなども含まれます。対象となる医薬品は[こちら](#)（厚生労働省のホームページで確認できます）

ただ、対象医薬品であっても、医師が医療上必要と認めた場合（処方箋の「変更不可」に☑または×が記載された場合）は、自己負担が増えることはありません。そのほか、薬局にジェネリック医薬品の在庫がない場合や、入院時の処方も対象外となります。

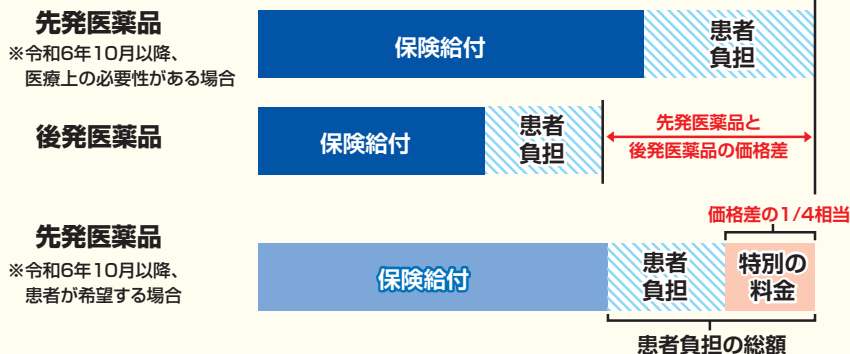
特別の料金とは

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

特別料金の計算の方法



案内チラシは [こちら](#)

電子処方箋の重複投与アラートについて

～ あなたの健康を守るため 服用中のお薬の情報を確認しています ～

電子処方箋は、紙で交付されている処方箋が電子的に送信される仕組みで、患者が直近で処方や調剤された内容を閲覧できるだけではなく、自動で重複投与・併用禁忌のチェック・防止が可能となる等のメリットがあり、令和5年1月からスタートしています。

医師・歯科医師は、服用中のお薬と飲み合わせの悪いお薬、同じ効き目のお薬の処方を避けるために、診察時に過去のお薬の情報を確認することが法令で定められており、他の医療機関を受診していないか、また、服用中のお薬の有無等を確認しています。

電子処方箋では、他の医療機関との重複投与を知らせるアラートが表示される仕組みとなっており、予定した薬の処方を取り止めたり、処方薬を変更する可能性があることをご了承ください。

なお、ご自身が処方・調剤された医薬品はマイナポータルからも確認できますのでご利用ください。

詳しくは、厚生労働省作成のチラシ及びホームページをご参照ください。

- ・使ってみよう電子処方箋(チラシ)は、[こちら](#)
- ・あなたの健康を守るため 服用中のお薬の情報を確認しています(チラシ)は、[こちら](#)
- ・電子処方箋(厚労省ホームページ)は、[こちら](#)